

沼津市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、令和5年度定期監査（学校監査）結果報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年12月8日

沼津市監査委員 間 野 吉 幸
同 大 川 正 博
同 加 藤 明 子

説明聴取実施校 門池小学校
門池中学校
静浦小中一貫学校、長井崎小中一貫学校、戸田小中一貫学校
戸田こども園

沼 監 第 5 9 号
令和 5 年 12 月 8 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 間 野 吉 幸
同 大 川 正 博
同 加 藤 明 子

定期監査（学校監査）の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき「令和 5 年度定期監査（学校監査）」を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

1 監査の期間

令和 5 年 8 月 21 日から 11 月 22 日まで

2 監査の対象

市立全小学校、中学校、幼稚園、こども園及び市立高校中等部

特に、以下の学校については関係職員から説明を聴取し、一部現地調査を行った。

| | |
|--------|-----------|
| 小 学 校 | 門池 |
| 中 学 校 | 門池 |
| 小中一貫学校 | 静浦、長井崎、戸田 |
| こ ども 園 | 戸田 |

3 監査の範囲

令和 4 年度における財務に関する事務事業の執行、施設の管理状況等
ただし、一部に令和 5 年度を含む。

4 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、各学校から提出された監査資料などに基づき説明を聴取するとともに、抽出により関係書類、諸帳簿等の調査を実施した。

また、施設の適正管理等について確認するため、小学校1校、中学校1校、小中一貫学校3校及びこども園1園については現地調査を行い、必要に応じ関係職員からの説明を聴取した。

5 監査の結果

予算の執行及び会計事務処理と施設等の管理状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、軽微な注意・要望等は監査の過程において、その都度行った。

概要は、次のとおりである。

(注) 数値は、次のとおり表示又は算出しているため、合計、差額等が一致しない場合がある。

- 1 文中の金額は、原則として千円未満を四捨五入し、千円単位で表示した。
- 2 文中の執行率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。また、執行率が99.95%以上100%未満の場合99.9%としてある。

(1) 予算の執行状況

ア 令和4年度配当予算の執行状況

(単位：千円・%)

| 区 分 | 予算現額 | 支出済額 | 予算残額 | 執行率 |
|----------|--------|--------|-------|------|
| 小学校（23校） | 47,335 | 45,379 | 1,956 | 95.9 |
| 中学校（17校） | 33,279 | 32,098 | 1,181 | 96.4 |
| 幼稚園（2園）※ | 14,811 | 13,239 | 1,573 | 89.4 |
| 市立高校中等部 | 15,936 | 13,817 | 2,119 | 86.7 |

※こども園を含む。

イ 令和4年度配当予算の執行状況（説明聴取実施校・園）

(単位：千円・%)

| 学 校 名 | 予算現額 | 支出済額 | 予算残額 | 執行率 |
|-----------|--------|-------|------|------|
| 静浦小中一貫学校 | 1,195 | 1,174 | 21 | 98.2 |
| 長井崎小中一貫学校 | 1,145 | 1,042 | 103 | 91.0 |
| 戸田小中一貫学校 | 964 | 951 | 13 | 98.6 |
| 門池小学校 | 4,051 | 3,940 | 111 | 97.2 |
| 門池中学校 | 2,434 | 2,394 | 40 | 98.4 |
| 戸田こども園 | 10,056 | 9,783 | 273 | 97.3 |

(2) 財産管理の状況

ア 学校施設の整備及び管理状況

学校施設については営繕・改修事業は計画的に実施されており、大岡中学校・第四中学校屋内運動場照明器具LED化改修工事や第五中学校空調設備改修工事他が完了した。

また、トイレ環境の改善を進めるため、第一小学校他35校の屋内運動場トイレ洋式化等整備工事を実施するなど、児童生徒の安全で快適な学校生活の確保に引き続き努めている。

イ 備品等の物品管理状況

備品は、備品登録による管理と年2回の現物との照合が実施されるなど、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

理科薬品は、薬品庫の鍵や薬品の定期点検表及び管理簿の保管等について、おおむね適正な管理が行われていた。

【注意事項】

薬品の適正な管理について

一部の学校においては、薬品類がラックに平置きされている状態であり、保管室も施錠はしてあるが、換気用の天窓から人が侵入できる状況にあった。原則として、薬品類は施錠できる収納戸棚等で保管するとともに、保管室は容易に出入り出来ない状態にする等、適正管理を徹底されたい。

ウ 通帳、郵券その他の管理状況

印鑑、郵券（切手・はがき）、タクシー券は金庫に保管され、郵券及びタクシー券は使用簿による管理が行われていた。切手は、種類により年度末の残数が多い学校も一部あったが、現物との突合確認も随時実施されるなど、おおむね適正に管理されていた。

また、通帳や現金等については令和3年度に定められた「学校徴収金等会計検査実施基準」に則り、令和4年度は9校の検査が実施され、おおむね適正に管理されていた。

【注意事項】

徴収金の適正な管理について

こども園において、主食費やPTA会費、絵本代について毎月保護者から集金を行っているが、その現金の取扱いにおいては、直ちに通帳へ入金する場合と現金を一時的に金庫に保管し、後日入金する場合があります、その現金管理に関しては帳簿が整理されていない状況があった。

今後は、出納簿を整えるとともに定期的に通帳と出納簿の突合を行うなど、適正な管理を図られたい。

(3) 教育活動及び学校生活

ア 「チーム学校」実現事業交付金

地域性や学校の独自性を生かした特色ある教育活動を通して、小中学校の中期計画を達成するために、各学校において地域交流の推進と外部人材の活用を図る事業である。コロナ禍の影響により一部事業の変更や中止は見られたものの、おおむね各学校が計画したとおりに事業が実施され、それぞれ特色ある教育活動がなされていた。

交付金は、各学校とも計画した事業の目的に沿って支出されていたが、一部、会計の処理において、支出内容は同じ謝礼にもかかわらず、謝金の場合は報償金、物品の場合は消耗品と支出科目が分かれていたことから、これを報償金に統一するよう改善を求めた。

イ 学校生活への支援及び相談事業

発達に課題を抱える生徒や様々な要因で不登校になる児童生徒に対し、教職員や児童生徒支援員、スクールカウンセラー等が連携し、本人及び保護者の心に寄り添った丁寧な対応に努められていた。

児童生徒支援員については、各学校とも限られた人員の中で配置や時間割等を工夫し、低学年を中心としつつも各学年に満遍なく支援が行き届くよう努力されていた。

ウ 理科教育設備整備費等補助金

国庫補助金の交付要綱に基づき適正に処理されていた。小中学校各6校において、実験用具・模型・顕微鏡等を整備し、理科教育の振興に効果を得ている。

(4) 防災対策及び交通安全対策

ア 防災施設等の状況

防災（消防）施設の状況について、一部学校で火災報知器や消火器等の設置数及び現認数が前年度資料と比べ変動があった。理由を質したところ、いずれも前年度の数に錯誤があったとのことであったが、防災施設等は非常時のため日頃からしっかり把握しておく必要があることから注意されたい。

防犯、防災訓練においては、突発を想定した訓練や不審者対応の訓練など、各学校において訓練が恒常化しないよう内容が考えられ、適切に訓練が実施されていた。しかしながら一方で、設置された防犯カメラの映像が未活用の状況であることから、適宜映像を確認・検証するなど、設備を効果的に活用されることを検討されたい。

イ 交通安全対策

交通量の多い道路や道幅の狭い道路が学校周辺にある、学校から最寄りのバス停まで距離があるなど、各学校とも通学時の対応に苦慮しているが、いずれにおいても児童生徒に対する交通安全教育を実施するとともに、地域の方々やPTA等の見守り活動により通学路の安全確保に努めている。引き続き、児童生徒の交通安全対策に努められたい。

(5) 還元金の取扱い

学校生活協同組合の利用分量により割戻される還元金は、児童生徒の保護者に帰属するものであるが、公立学校が預かる金銭であるため公金に準じた扱いが求められるものである。

説明聴取を実施した学校では、令和3年度に定められた「沼津市立小中学校購買割戻金（還元金）活用ガイドライン」に則り、おおむね適正に管理されていた。

なお、上記ガイドラインでは、還元金は保護者又はその代表者（PTA等）と協議し、年度内に使い切ることが明記されていることから、協議の実施が明確となるよう支出負担行為の決裁欄にPTA等の欄を設けるなど様式変更について提言を行った。

(6) 学校給食費の公会計化に伴う効果

学校給食の実施主体は、学校の設置者であると規定されており、給食実施に必要な施設、設備、運営に関する経費は設置者の負担、それ以外の経費（食材料費）は給食費として保護者の負担とされている。

各学校の聞き取りから、学校給食費の公会計化により、教職員及び事務職員の集金や督促などの業務負担が軽減され、また、学校で現金の取扱いがなくなったことで学校内の安心安全が保たれるなど、学校現場での効果が大きいことが確認できた。

教職員の業務負担の軽減により、児童生徒に向き合う時間が確保され、更なる学校教育の質の向上に繋がることを期待する。